

和歌山大学大学院観光学研究科会議規程

制 定 平成23年 3月18日

法人和歌山大学規程 第1195号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院研究科運営規程（以下「研究科運営規程」という。）第2条の規定に基づく和歌山大学大学院観光学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(構成)

第2条 研究科会議は、研究科長及び研究科の専任教員をもって構成する。ただし、博士前期課程、専門職学位課程及び博士後期課程それぞれに係る事項を審議するときは、研究科長及び当該課程の専任教員をもって構成するものとする。

(審議事項)

第3条 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

(研究科長)

第4条 研究科長は、観光学部長をもって充てる。

(議長)

第5条 研究科長は、研究科会議を招集して、その議長となる。

2 研究科長に事故のあるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(議事)

第6条 研究科会議の成立には、構成員の過半数の出席を必要とする。

2 議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学位の授与に関しては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の構成員は、第1項の構成員数に算入しない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 研究科会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(審議事項の付託)

第8条 研究科会議は、第3条に定める審議事項の一部について、研究科運営規程第5条第1項に規定する代議員会として、専攻会議に付託し、専攻会議の議決をもって研究科会議の議決とする。

2 前項の代議員会として専攻会議に付託する事項については、研究科会議において別に定める。

3 専攻会議は、審議を付託された事項について、専攻会議後直近の研究科会議に審議事項を報告する。

4 前3項に規定する場合の専攻会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 その他研究科会議に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

観光学研究科会議規程

附 則（平成25年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1372号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1518号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1617号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2584号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。